

公益財団法人日本スポーツ協会
競争的研究資金の間接経費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)が定めた研究倫理規程に基づき、本会事務局規程に定める研究職の身分を有する者(以下「研究者」という。)が、国、独立行政法人及びその他法人等の公募により競争的に獲得される研究資金(以下「競争的研究資金」という。)に係る間接経費(以下「間接経費」という。)の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に定める用語の定義は以下のとおりとする。

- (1)「配分機関」とは、競争的研究資金の制度を運営し、競争的研究資金を研究機関または研究者に配分する機関である。
- (2)「被配分機関」とは、競争的研究資金を獲得した研究機関または研究者の所属する研究機関であり、本会を指す。
- (3)「直接経費」とは、競争的研究資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究資金を獲得した研究機関または研究者が使用する経費である。
- (4)「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的研究資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として被配分機関が使用する経費である。

(間接経費の管理)

第3条 間接経費は、国が定めた「競争的研究費の執行に係る共通指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ(平成13年4月20日、令和5年5月31日改正)(以下「共通指針」という。))のほか、関連する法令、当該競争的研究資金の配分機関が定めた使用規程及び本会関係規程等に基づき管理するものとする。

(間接経費の額)

第4条 間接経費の額は、原則直接経費の30%に当たる額とする。ただし、配分機関による定めがある場合はそれに準拠するものとする。

(間接経費の用途)

第5条 間接経費は、競争的研究資金を獲得した研究者の業務環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は共通指針の別表1のとおりとする。

(間接経費の執行)

第 6 条 間接経費の執行は、共通指針の別表 1 を参考として、本会が定めた競争的研究資金による研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(以下、「不正行為防止規程」という。)における統括管理責任者の責任の下で適正に行うものとする。

(間接経費の取扱い)

第 7 条 間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、共通指針の別表 2 の分類に従うものとする。

(証憑書類の取扱い)

第 8 条 間接経費に関する証憑書類については、共通指針、関連する法令、配分機関が定めた使用規程及び本会関係規程等に基づく期間において適切に保管することとする。

(実績報告書の提出)

第 9 条 間接経費に関する実績報告書は、配分機関が定めた様式にて作成し、本会不正行為防止規程における統括管理責任者の承認を経て、配分機関が定めた期日までに提出するものとする。

2 間接経費に関する実績報告書の取りまとめは、スポーツ科学研究室及び財務部が所掌するものとする。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、スポーツ医・科学委員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。

別表1、2ともに「競争的研究費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ（平成13年4月20日、令和5年5月31日改正）

（別表1）

間接経費の主な使途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

（1）管理部門に係る経費

（ア）管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

（イ）管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

（2）研究部門に係る経費

（ウ）共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、
論文投稿料（論文掲載料）

（オ）特許関連経費

（カ）研究機器・設備（※）の整備、維持及び運営に係る経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機（スパコンを含む）、大型計算機棟、図書館、ほ場
など

（3）その他の関連する事業部門に係る経費

（キ）研究成果展開事業に係る経費

（ク）広報事業に係る経費など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 留意点：配分機関により、被配分機関の種類や運用は異なることがある。